

建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領

この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第8条並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第7条の規定に基づき、佐賀県が発注する建設工事(以下「工事」という。)の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表の手續きに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対象工事

入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項を公表する工事は、当該年度に発注する工事とする。ただし、予定価格が250万円を超えない工事で随意契約によることとしたもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事で県の行為を秘密にする必要があるものは、この限りでない。

2 公表の内容

(1) 入札及び契約に関する要綱及び規則等

(2) 公表する入札及び契約の内容等に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 一般競争入札及び条件付一般競争入札に付した場合

- (ア) 入札方式、工事名、工期及び工事場所
- (イ) 競争入札参加資格
- (ウ) 入札執行機関及び入札日
- (エ) 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
- (オ) 競争参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由
- (カ) 入札結果
 - a 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額(総合評価落札方式の場合は入札者の商号又は名称及び技術評価点並びに入札金額及び評価値)並びに落札者の商号又は名称及び落札金額(総合評価落札方式の場合は落札者の商号又は名称及び技術評価点並びに落札金額及び評価値)
 - b 総合評価落札方式の場合は入札者の商号又は名称、企業の施工能力の配点及び評価点、配置予定技術者の能力の配点及び評価点、施工計画の配点及び評価点、配点合計及び加算点(JVの場合は入札者の商号又は名称、代表者並びに構成員の企業の施工能力の配点及び評価点、代表者並びに構成員の配置予定技術者の能力の配点及び評価点、技術提案の配点及び評価点、配点点合計及び加算点)
- (キ) 最低制限価格未満の入札者の商号または名称(最低制限価格制度を適用した場合に限る。)
- (ク) 低入札価格調査制度を適用した場合の審査結果
- (ケ) 予定価格(消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (コ) 最低制限価格(最低制限価格制度を適用した場合に限る。また、消費税額及び地方消費税額を含まない。)
- (ク) 低入札調査基準価格(低入札価格調査制度を適用した場合に限る。また、消費税額及び地方消費税額を含まない。)

- (シ) 積算内訳書（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
 - (ス) 契約の内容
 - a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - b 工事名、場所、種別及び概要
 - c 工期
 - d 契約金額
 - (セ) 契約金額を変更した場合は、(ス)に掲げる事項及び契約変更の理由
- イ 随意契約によることとした場合
- (ア) 契約の相手方を選定した理由
 - (イ) 予定価格
 - (ウ) 見積書提出者の商号又は名称及び各見積書提出者の各回の見積金額
 - (エ) 積算内訳書（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
 - (オ) 契約の内容
 - a 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - b 工事名、場所、種別及び概要
 - c 工期
 - d 契約金額
 - (カ) 契約金額を変更した場合は、(オ)に掲げる事項及び契約変更の理由

3 公表の時期

- (1) 入札及び契約に関する要綱及び規則等は、施行日以降速やかに公表する。
- (2) 入札及び契約の内容等に関する事項を公表する時期は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

ア 一般競争入札及び条件付一般競争入札に付した場合

- (ア) 入札公告の時に公表する事項 2-(2)-ア-(ア)から(ウ)までに掲げる事項 ~~及び2-(2)-ア-(カ)に掲げる事項(ただし、2-(2)-ア-(カ)については、B級以下の業者が入札参加資格の対象となる工事が対象。)~~
- (イ) 落札者決定後公表する事項 2-(2)-ア-(エ)から(シ)までに掲げる事項 ~~(ただし、2-(2)-ア-(カ)については、A級以上の工事が対象。また、佐賀県電子入札システム(以下「電子入札」という。)により競争入札を行った工事については、2-(2)-ア-(エ)、(カ)、(キ)及び(ケ)から(サ)までを除く。)~~
- (ウ) 契約締結後速やかに公表する事項 2-(2)-ア-(ス)及び(セ)までに掲げる事項
- (エ) 電子入札により火曜日から木曜日に競争入札を行った工事は金曜日(祝日の場合は次の開庁日)、金曜日から翌週月曜日に競争入札を行った工事は火曜日(祝日の場合は次の開庁日) 2-(2)-ア-(カ)、(キ)及び(ケ)から(サ)までに掲げる事項(ただし、この場合は2-(2)-ア-(エ)に掲げる事項は公表しない。 ~~また、2-(2)-ア-(カ)については、A級以上の工事が対象。)~~

イ 随意契約によることとした場合

- (ア) 落札決定後速やかに公表する事項 2-(2)-イ-(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる事項
- (イ) 電子入札により火曜日から木曜日に競争入札を行った工事は金曜日(祝日の場合は次の開庁日)、金曜日から翌週月曜日に競争入札を行った工事は火曜日(祝日

- の場合は次の開庁日)に公表する事項 2-(2)-ア-(ウ)に掲げる事項
(ウ) 契約締結後速やかに公表する事項 2-(2)-イ-(ウ)及び(カ) ~~ア~~に掲げる事項

4 公表の期間

- (1) 要綱及び規則等を公表する期間は、それぞれ次に掲げるとおりとする。
ア 要綱及び規則等については、常時公表するものとする。
イ 建設業者施行能力等級表については、当該建設業者施行能力等級表が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。
(2) 入札及び契約の内容等に関する事項を公表する期間は、当該年度及び翌年度とする。ただし、繰越及び債務負担行為事業でその期間が1年以上の場合は、事業終了日の属する年度の翌年度までとする。

5 公表の方法

- (1) 要綱及び規則等の公表の方法は、県ホームページにより行うこととする。
(2) 次に掲げる書類の公表は、工事の入札等を執行する課又は現地機関に閲覧所を設け、公衆の閲覧に供する方法により行うこととする。
ア 一般競争入札に付した場合の2-(2)-ア-(ア)から(ウ)に掲げる事項 ~~及び2-(2)-ア-(カ)に掲げる事項~~ 公告の写し
イ 2-(2)-ア-(エ)及び(ウ)に掲げる事項 (エ)は電子入札により競争入札を行った工事を除く) 競争参加資格確認結果書 (標準様式第1号)
ウ 2-(2)-ア-(カ)、(キ)及び(ク)から(ケ)までに掲げる事項 (電子入札により競争入札を行った工事を除く。 ~~また、2-(2)-ア-(カ)については、A級以上の工事が対象。)~~ 入札予定・結果表 (標準様式第2号)
エ 2-(2)-ア-(ケ)に掲げる事項 低入札価格審査制度を適用した場合の審査結果 (標準様式第5号)
オ 2-(2)-イ-(ア)及び(イ)に掲げる事項 随意契約結果書 (標準様式第6号)
カ 2-(2)-ア-(シ)及び2-(2)-イ-(エ)に掲げる事項 積算内訳書 (標準様式第7号)
キ 2-(2)-ア-(ス)及び2-(2)-イ-(ウ)に掲げる事項 建設工事請負契約書の写しに不足する事項を追加したもの
ク 2-(2)-ア-(セ)及び2-(2)-イ-(カ)に掲げる事項 建設工事変更請負契約書の写しに不足する事項を追加したもの
(3) 次に掲げる書類の公表は、県ホームページにより行うこととする。
ア 条件付一般競争入札に付した場合の2-(2)-ア-(ア)から(ウ)に掲げる事項 ~~及び2-(2)-ア-(カ) (2-(2)-ア-(カ)については、B級以下の業者が入札参加資格の対象となる工事が対象。)~~ に掲げる事項 公告
イ 電子入札により競争入札又は随意契約を行った工事で2-(2)-ア-(カ)-a、(キ)、(ク)、(ケ)及び2-(2)-イ-(ウ)に掲げる事項 ~~(2-(2)-ア-(カ)については、A級以上の工事が対象。)~~ 入札予定・結果表 (標準様式第2号)
ウ 電子入札により総合評価落札方式を行った工事で2-(2)-ア-(カ)-bに掲げる事項 (標準様式第2号-1)
(4) 閲覧者から公表書類の写しの交付請求があった場合は、写しの作成に要する実費

を徴するものとする。

附 則

この要領は、平成13年5月11日から施行し、平成13年4月1日以降に入札を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成14年1月1日以降に入札通知又は公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成14年11月1日以降に入札通知又は公告を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、平成16年6月7日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以後に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。